



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
10月12日
第4491号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正(税政課) 1
- ※鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境保全課) 1
 - 保安林予定森林の通知(森林保全課) 2
 - 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 4
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による第二種感染症指定医療機関の指定の辞退(薬務感染症対策課) 4
- 公 告
 - 公共測量実施公告(監理課) 4
 - 落札者決定の公告(情報政策課) 5
- 正 誤
 - 平成30年9月18日付け第4484号土地改良区役員退任および就任公告中 5

告 示

滋賀県告示第428号

昭和40年滋賀県告示第359号(滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。
平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

表中

堂山康一郎	甲賀市水口町 山2472番地	同	湖南省、甲賀市(旧甲賀郡甲南町 および信楽町の区域を除く。)の 区域
小辻敏夫	甲賀市水口町 貴生川1-72	同	同
小辻敏夫	甲賀市水口町 貴生川1-72	同	湖南省、甲賀市(旧甲賀郡甲南町 および信楽町の区域を除く。)の 区域

改める。

付 則

この告示は、平成30年10月12日から施行する。

滋賀県告示第429号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 甲賀鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 770ヘクタール
- 4 存続期間 平成30年11月1日から平成34年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 当該地域は、丘陵地にあり田畑や山林、池沼が所在し、中心部には散策やイベント等に供される多目的公園である鹿深の森が所在し、周囲の山林には多種にわたる鳥類が生息している。また甲賀中学校や地域に隣接して大原小学校や油日小学校があることから、自然教育の場として恵まれた環境にあり、野生鳥獣と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適した地域である。このため、鳥獣の休息の場、繁殖の場として、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。
 - (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。ただし、農作物および生活環境に被害があれば、有害鳥獣に限り、捕獲を行う。
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第430号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 米原市曲谷字向手1418-91、1418-132、1418-134から1418-138まで、1418-140、1418-141、1418-143から1418-148まで、1418-155から1418-159まで、1418-192から1418-197まで、1418-199から1418-208まで、1418-211、1418-213、1418-214、1418-224、1418-226、1418-228、1418-229、1418-277から1418-287まで、1418-290から1418-292まで、1418-294、1418-296、1418-297、1418-307から1418-315まで、1418-318、1418-326、1418-329、1418-360から1418-366まで、1418-395から1418-397まで、1418-410、1418-411、1418-413から1418-415まで、1418-436、1418-439、1418-440、1418-473、1418-476、1418-520、1418-521、1418-603、1418-605、1418-830から1418-849まで、1418-867、1418-869、1418-872、1418-874、1418-1046から1418-1060まで、1418-1062から1418-1064まで、1418-1217
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第431号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 米原市樽ヶ畑字ミク子2-24、365-1、字尾ノ上3-34、3-55から3-57まで、3-59、3-63、3-68から3-70まで、3-74から3-77まで、3-101から3-106まで、字高ヤ4-54、4-57から4-60まで、字シブラ8、11から20まで、20-1、21、22、22-1、23、25、26、26-1、27から29まで、31-1、32から34まで、字西羅35-1、36、36-1、37、37-1から37-3まで、38、39、39-1、40、41-1、42か

ら47まで、47-1、48、48-1、53から56まで、56-1、57、58、58-1、59から62まで、65から67まで、67-1、68、69、70-15、71、72、72-1、74-1、78、79、81、83、85、85-1、86-1、87、87-1、88、88-1、88-2、89、90、90-1、90-2、91から93まで、94-1、94-2、96、96-1、99、99-1、100-1、102、103、103-1、104、104-1、105、105-1、106、106-1から106-3まで、107、107-1、108、108-1、109、109-1、109-2、111、111-1から111-3まで、112、113、113-1、114、115、115-1、116、116-1、117-1、118、118-1、119-1、119-2、120、120-1から120-4まで、121-1、122、122-1から122-3まで、123、123-1、123-2、124、124-1、125-1、126、126-1、127、127-1、128、128-1、129から133まで、133-1、133-2、134、135、135-1、136、136-1、138-1、141、141-1、141-3、142から146まで、146-1、147、151-2、152、字綾戸153-1、字西羅阪154-19、154-60、字中通り158、158-1、165、170、199-1、203-1、207、210-1、216、225-2、226-2、227、227-16、字木ノ口228、229-1から229-3まで、230、230-1、231、232-1、235-2、238、239-1から239-5まで、240、241、241-1、241-2、242、242-1、244、244-1、245、字勘田原247、247-1、247-2、248、248-1、249、249-1、249-2、251、251-1、252から255まで、255-1、256、257、257-1、258、259、261-1、261-2、262、264-1、265、265-1、266、266-1、267-1、270から272まで、272-1、273、273-1、273-2、274、276、276-1、277、278、278-1、279、281、282、284、285、285-1、286から288まで、288-1、288-2、290、291、291-1、292から298まで、298-1、299、299-1、299-2、300から302まで、302-1、302-2、303、303-1、304-1、305-1、305-2、306、306-1、307から309まで、309-1、310-1、311-1から311-3まで、312から314まで、314-1、315-1、字水汲338、字二小路395-1、401、437-1、字勘田原477、477-23、477-24、477-61、477-62、字谷478、478-1、479、479-1、480、480-1、481、483、484、484-1、485-1、486、486-1、486-3、487、487-2、490、491、491-1、492、492-1、493から495まで、495-1、496、496-1、496-2、字亀戸浦504-92、字柴尾506-1、字惣谷507、507-1、508、510、511、511-1、512、512-1から512-3まで、514、516、517-1、517-2、518、521、521-3、522から524まで、524-1、525、525-1、526から530まで、530-1、530-2、字キトロ532-69、532-71

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第432号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、甲賀市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および

甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
十二坊デイサービスセンター	湖南省市岩根690番地の4	社会福祉法人近江和順会	湖南省市針1325番地	生活介護	平成30.10.1	2512300225
十二坊ショートステイ	湖南省市岩根690番地の4	社会福祉法人近江和順会	湖南省市針1325番地	短期入所	平成30.10.1	2512300233

滋賀県告示第434号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第2項の規定に基づき第二種感染症指定医療機関として指定したもののうち、次のものから指定を辞退する旨の届出があった。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	医療機関の所在地	開設者氏名	病床数	辞退年月日
公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾1256番地	公立甲賀病院組合 管理者 谷畑英吾	4	平成31.3.31

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津地方事務局長 數原裕一から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 大津市大萱二丁目、同三丁目、大將軍一丁目の一部、同三丁目
- 作業の期間 平成30年10月1日から平成31年2月28日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長浜市長 藤井 勇治から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 長浜市余呉町
- 作業の期間 平成30年10月1日から平成30年10月26日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 高島市全域
- 3 作業の期間 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年10月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託業務名および数量 第四次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県県民生活部情報政策課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3383
- 3 落札者を決定した日 平成30年9月11日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 西日本電信電話株式会社 滋賀支店 支店長 小野弘嗣 大津市浜大津一丁目1番26号
- 5 落札金額 1,205,280,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年7月6日(金)

正 誤

平成30年9月18日付け第4484号土地改良区役員退任および就任公告中

ページ	行	誤	正
3	下から28	古 澤 善 弘	古 澤 喜 弘

